

平成29年度



沖縄県立沖縄工業高等学校 教育実習実施要項



沖縄県立 沖縄工業高等学校

〒902-0062 沖縄県那覇市松川3丁目20番1号

TEL (098) 832-3831

FAX (098) 855-5029

<http://www.okinawa-th.open.ed.jp>

沖縄県立沖縄工業高等学校 教育実習実施要項

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める教育実習（栄養教育実習及び養護実習を含まない。）を沖縄県立沖縄工業高等学校（以下「本校」という。）で行うにあたり、必要な事項をこの要項に定める。

1. 教育実習生の受入趣旨

本校は、通常の授業に支障のない限度で教育実習を希望する学生（以下「教育実習生」という。）の受入に努め、教員を目指す学生の資質能力の育成に資する。

2. 教育実習生の実習資格

本校において、教育実習ができる者は、次の要件を備えた者に限る。

- (1) 大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学し、教育職員免許状取得が確実に見込まれ、教職に就く意思のある者であること。
- (2) 大学等の学長が、教育実習生としての適性を備えていると判断する者であること。

3. 教育実習生の受入時期

6 月第 2 週の月曜日より実施とする。

（※平成 29 年度は、6 月 5 日(月)からの実施とする。）

4. 教育実習申込み手続き

(1) 大学からの依頼時期

依頼時期：平成 28 年 11 月 1 日から 11 月末日までに依頼する。

出願書類：①教育実習内諾申請書(本校所定の第 1 号様式、又は各大学の所定の様式による)

②教育実習希望者名簿(本校所定の第 2 号様式、又は各大学の所定の様式による)

③教育実習生内諾通知書(各大学の様式)

④82 円切手貼付け返信用封筒(大学の教育実習担当者宛を明記)

(2) 本校からの内諾通知書の発送時期

発送時期：平成 28 年 11 月から平成 28 年 12 月末頃までに発送する。

(10 月末までの受付は仮受付とする)

発送書類：①教育実習内諾通知書(本校所定の第 3 様式による)

(3) 内諾通知後の教育実習承認申請書等の提出期間

提出期間：平成 29 年 3 月 1 日から 4 月 22 日までに必着とする。

出願書類：①教育実習承認申請書（本校所定の第 4 号様式、又は各大学の所定の様式による）

②誓約書（本校所定の第 5 号様式、又は各大学の所定の様式による）

③教育実習者名簿（但し、内諾通知後、内容に変更が生じた場合（辞退・記載の訂正等）のみ提出。本校所定の第 2 号様式、又は各大学の所定の様式による）

(4) 本校からの教育実習承認通知書の発送時期

発送時期：平成 29 年 5 月 12 日までに発送する。

発送書類：①教育実習承認通知書(本校所定の第 6 号様式による)

5. 教育実習申込み手続きの特例

前項4に規定する期日までに手続きを行うことが出来なかった場合、相当の理由があると本校の学校長が認める場合は、その期日以降においても該当の手続きを行うことができる。但し、本校からの教育実習承認通知書の発送時期までには、すべての手続きを完了させなければならない。

6. 教育実習生への指導

(1) 本校での指導

- ア 教育実習生の担当指導教諭を定め、教育実習生の指導にあたりるとともに、教育実習生の実習状況を的確に把握し、評価する。
- イ 教務部の教育実習担当者は、教育実習生の掌握を図るとともに、大学等の指導教官及び事務担当者との連携にも努める。

(2) 大学等での指導

- ア 担当指導教官を定め、教育実習生に対して事前指導の徹底を図る。
- イ 担当指導教官は、実習期間中においても電子メールなどを利用しきめ細かな指導に努める。

7. 教育実習生の責務及び大学等の責任

- (1) 教育実習生は、本校の教育実習指導方針に従わなければならない。
- (2) 教育実習生の不注意等に起因する事件・事故についての全ての責任は、当該大学が負うものとする。

8. 教育実習の取消及び中止

- (1) 本校の学校長は、教育実習生としてふさわしくないと判断した場合、当該大学と協議の上、承諾の取消し及び中止を行うことができる。その場合、本校の学校長は速やかに当該大学等の学長に通知する。(本校所定の第7号様式による)
- (2) 大学等の学長は、受入の承認を受けた後に辞退及び変更する場合、理由を付した書面により、速やかに本校の学校長に通知しなければならない。

9. 謝礼金等

本校は、教育実習生を受け入れるにあたり、大学等及び教育実習生から謝礼金等を一切受領しないものとする。ただし、教育実習生の個人保有となる教材費など、教育実習生個人に帰属する費用については、教育実習生の自己負担とする。

附則

この要項は、平成26年9月24日より施行する。